

東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業の実施方針等に関する質疑・回答書

※質疑・回答書の内容は現時点のものであり、正式な内容については公告時の資料によるものとする。

No	図書名	章番号等	対応部分						頁	内容	回答
			1	(1)	ア	(ア)	A	(A)			
1	実施方針	第2	7	(7)	イ			9	運営業務及び維持管理業務に係る対価については各個別契約の運営・維持管理業務期間毎で物価指標が一定水準を超えた場合に改定する旨の記載がありますが、現在想定されている見直す内容をご教示願います。	実施方針添付資料3のとおりです。	
2	実施方針	第3	2	(1)				11	事業者の募集・選定スケジュールが記載されていますが、日程の内容が異なっている箇所が存在しています。スケジュールについては多少前後することがあるという理解で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。	
3	実施方針	第3	4	(1)				13	「2) 設計・建設業務を行う者は「プラントの設計・建設業務を行う者」「建築物の設計業務を行う者」「建築物の建設業務を行う者」、運営・維持管理業務を行う者は「運営業務を行う者」「維持管理業務を行う者」で構成されるものとする。」と記載がありますが、本事業の運営業務と維持管理業務は業務範囲が多岐にわたるため、「運営業務を行う者」「維持管理業務を行う者」をそれぞれ共同企業が担うことは可能でしょうか。	不可とします。ただし、主たる業務以外の部分の再委託は可能とします。	
4	実施方針	第3	4	(1)				13	6) に記載の構成企業を表明する参加表明時とは、2021年12月10日が提出期限の参加表明ではなく入札公告以降に別途あると考えてよろしいでしょうか。	実施方針p11に記載の資格審査申請書の受付時(2022年7月22日頃)とする予定です。	
5	実施方針	第3	4	(3)				14	各種参加資格要件の証明方法についての詳細は入札公告時に提示されると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。	
6	実施方針	第3	4	(3)	イ			15他	資格審査時に本事業の配置予定監理技術者の提示は必要となりますでしょうか。また、提示の必要がある場合、入札参加申請時には監理技術者資格を有する監理技術者経験者の変更となることをお認めいただけないでしょうか。	資格審査時に配置予定監理技術者の提示を想定しています。なお、監理技術者の変更についての考え方は入札公告時に示します。	
7	実施方針	第3	4	(3)	イ			15他	参加資格要件として「合計処理能力28t/日以上」の記載がありますが、個々の処理系列の合計を示すものと考えて問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。	
8	実施方針	第3	6	(6)	イ	(イ)		20	(イ) 運営・維持管理業務委託契約に係る契約保証金は「各個別契約期間の運営・維持管理業務委託契約に基づく契約金額の10分の5以上の額」とされていますが、各個別契約期間では高額な契約保証金となるため、多くの事例で採用されている年度毎の契約保証金としていただけないでしょうか。	容認しません。実施方針p21のとおりとします。	
9	実施方針(添付資料)	添付資料3	2	(2)				1	缶・ペットボトル、びん、その他不燃ごみの手選別の人件費については多少の量の変動があっても、人員数に差が出ないため、固定費としていただけないでしょうか。	実施方針のとおりとします。本市事例を踏まえ、人件費の一部を変動費とします。	
10	実施方針(添付資料)	添付資料3	2	(2)				1	人件費を変動費としていますが、多くの事例で採用されている固定費としていただけないでしょうか。	変動費の項目は、ごみ搬入量に応じて変動することが想定されることから固定費Aに計上させることは不可とします。	
11	実施方針(添付資料)	添付資料3	2	(2)				2	運営・維持管理業務費を算出するため、20年間の計画ごみ量をご教示いただけないでしょうか。	運営・維持管理業務期間(20年間)における清算ごみ量の想定値は、225,842t/20年とし、第1期個別契約期間は58,724t/5年間、第2期個別契約期間は57,117t/5年間、第3期個別契約期間は55,734t/5年間、第4期個別契約期間は54,267t/5年間とします。ただし、清算ごみ量は保証するものではなく、ごみ量は人口減少等により減少することが想定されることから、本市の人口の将来予測を踏まえ、ご提案ください。なお、清算ごみ量は総搬入量から、直接搬入された可燃ごみを除いたものとします。	
12	実施方針(添付資料)	添付資料3	3	(2)	3)			3	「3) 固定費Bについては、本市と事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、各個別契約期間中の固定費Bに係る総額は変更しない。」とありますが、次年度予定していた大規模補修等の工事が当該年度に急遽必要となった場合でも支払額は見直ししていただけるものと考えて問題ないでしょうか。	各年度の固定費A、固定費B(大規模補修を除く)の支払時期(実施年度)は契約時に事業者が提案した支払予定時期(実施予定年度)から変更を認めないものとします。各年度の固定費B(大規模補修)の支払時期(実施年度)は契約時に事業者が提案した支払予定時期(実施予定年度)から変更することを認めますが、原則当該年度に実施する固定費B(大規模補修)の補修内容は、前年度までに本市との協議の上、決定するものとし、当該固定費B(大規模補修)の支払時期は、次のとおりとします。なお、固定費Bに係る補修の工期が各個別契約期間をまたぐことは、原則認めないものとします。 A)同一個別契約期間内での前倒し;契約時に事業者が提案した支払予定年度B)同一個別契約期間内での後ろ倒し;実施年度 C)異なる個別契約期間での前倒し;支払わない(運営・維持管理事業者の負担で実施) D)異なる個別契約期間での後ろ倒し;実施年度	
13	実施方針(添付資料)	添付資料3	4	(2)				4	運営・維持管理業務費について、人件費や維持補修費は年度毎に物価変動するため、年度毎に物価変動の見直しを行っていただくことは可能でしょうか。	実施方針添付資料3のとおりとします。	
14	実施方針(添付資料)	添付資料3	4	(2)	オ			6	「改定前後の運営・維持管理業務委託費(運営業務に係る対価(インセンティブ)を除く)を比較し、±1.5%を超過する増減があった場合に改定を行う。」とありますが、基本料金等の一部の項目については±1.5%の範囲とせず、変動分を改定の条件としていただくことは可能でしょうか。	物価変動については±1.5%を超過した場合とせず、物価変動に併せて改定を行うものとします。また、基本料金等については、本市が定める物価指標に基づき、改定を行うものとします。なお、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない市が認めた場合には、本市と運営・維持管理事業者で協議を行うものとします。事業者の提案により本市が想定する指標以外を用いることが適当であると考えられる場合、契約締結までに本市と事業者の協議を行い最終決定するものとします。	
15	実施方針(添付資料)	添付資料4	4	(2)				5	回収率(参考値)との乖離の基準について、要求水準書の参考値から20%下回った場合、是正勧告があるとありますが、これは運営期間中だけでなく、試運転時(性能試験時)においても、各回収率(参考値)から20%の乖離は許容されるものと考えてよろしいでしょうか。	引渡性能試験における機器の性能、及び試運転中に発生する市が再資源化や処理するものの選別基準は、要求水準書(案)【設計・建設業務編】p11-13のとおりとし、各回収率の乖離は許容しません。要求水準書(案)の保証値とします。なお、引渡性能試験は機器の性能が要求水準書に示される要求水準の達成可否を確認するために行うものとなります。なお、性能保証事項について明らかに搬入されるごみ質等の影響を受けた場合には、本市との協議の上、取扱いを決定します。また、運営・維持管理業務における回収率は正確に測定することが困難なため、「参考値」とし、詳細は協議により決定するものとします。	
16	実施方針(添付資料)	添付資料6						2	不可抗力について、一定程度までものについては、事業者の範囲とありますが、当該程度については判断が難しいため、一律に貴市の範囲としていただけないでしょうか。	実施方針のとおりとし、詳細は契約書に示します。また、事業者の範囲についての保証対応は、保険の活用等をご検討ください。	
17	実施方針(添付資料)	添付資料6						2	不可抗力リスク対応として、一定程度の記載がありますが、程度の度合いについてはご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	契約書に基づき決定します。	
18	実施方針(添付資料)	添付資料6						2	天災、暴動等の不可抗力には新型コロナウイルス等の感染症も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。	不可抗力事由とは、天災その他自然的又は人為的な事象であって、本市及び事業者のいずれにもその責めを帰すことの出来ない事由をいいます。感染症の流行が不可抗力事由に該当する場合も想定されますが、感染症の流行の状況等を考慮して国からの通知等を参考に決定します。	
19	実施方針(添付資料)	添付資料6						3	リスク分担表 処理対象物の量及び質の変動 「災害廃棄物によりごみ量・ごみ質が変動したときのコスト増大に関するもの」と記載がありますが、コスト増大とは災害廃棄物の処理により当初計画以上の人員、補修費等のコストが生じた場合との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。当該リスクのコストについては協議により決定するものとします。	
20	実施方針(添付資料)	添付資料6						3	「事業者の事由による事故・火災等の修復等に係るコスト増大に関するもの」は事業者のリスクとなっていますが、事業者が適正な処理や対応を行った上でも避けることができず事故・火災等も想定されます。その場合は協議に応じていただけるものと考えて問題ないでしょうか。	事業者が適正な処理や対応を行った上でも避けることができずと本市が判断した場合は協議に応じます。	
21	実施方針(添付資料)	添付資料6						3	「施設・設備の老朽化、劣化によるコスト増大に関するもの」は事業者のリスクとなっていますが、時間とともに機械設備は劣化が生じることは免れません。その際の劣化については事業者のリスクからは除くものと考えて問題ないでしょうか。	運営・維持管理業務委託期間内の経年劣化に対する補修等は、事業者において対応することを想定しています。ただし、委託期間終了時の引渡条件の詳細は協議により決定するものとします。	
22	要求水準書(案)【共通編】	第1章	2	(3)				2	施設規模が規定されていますが、事業者が設定する運転日数に合わせて変更してもよろしいでしょうか。	施設規模は、ごみ処理施設構造指針解説、及びごみ量の将来予測から規定しており、変更は認めません。なお、施設稼働日と稼働時間は要求水準書(案)【共通編】p11-12に記載のとおりです。	
23	要求水準書(案)【共通編】	第1章	2	(9)	カ	(ア)		6	(ア) 電力 「電力は高圧受電とし、……。なお、引込方法は関西電力株式会社と協議済みである。」とありますが、設計・建設業務編90頁の(3) 引込方式で記載している内容以外に条件があればご教示願います。	要求水準書(案)【共通編】p6のとおりです。	

東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業の実施方針等に関する質疑・回答書

※質疑・回答書の内容は現時点のものであり、正式な内容については公告時の資料によるものとする。

No	図書名	章番号等	対応部分						頁	内容	回答
			1	(1)	ア	(ア)	A	(A)			
24	要求水準書(案)【共通編】	第1章	3	(1)					7	【令和8(2026)年度以降；変更後の生活系ごみの区別区分と処理対象物の概要】のその他不燃ごみの中に小型家電が含まれますが、貴市では現在、使用済小型家電の回収ボックスを運用されています。使用済小型家電の回収ボックスの運用は取り止め全量が本施設に搬入されることになるのでしょうか。	使用済小型家電の回収ボックス運用を取り止めることは想定していません。回収ボックスでの回収を引き続き継続しますが、その他不燃ごみとして小型家電の受入を可能としています。
25	要求水準書(案)【共通編】	第1章	3	(4)					9	場外適正処理物の必要な一時貯留量を種別ごとにご教示ください。	場外適正処理物の貯留容量は、1日当たりの搬入量の3日分以上を確保してください。なお、場外適正処理物(スプリングマット)は適正処理物処理ヤード、場外適正処理物(スプリングマット以外)は処理後物保管ヤードに一時保管してください。
26	要求水準書(案)【共通編】	第1章	3	(6)	イ				11	ごみ組成の表のその他不燃ごみの組成で乾電池がありますが、当該品の扱いについて、選別後に貯留するものと考えてよろしいでしょうか。またその場合貯留量はどの程度必要でしょうか。	乾電池は、水銀含有物のみ前処理作業及びその他不燃ごみ処理ラインでの手選別等において選別し、貯留します。貯留量は、No.25の回答のとおりです。
27	要求水準書(案)【共通編】	第1章	3	(7)	ア				11	施設稼働日数は事業者の提案となっていますが、施設稼働日数を要求水準書貸与資料16に記載された施設規模の算出に用いられた数値から変更する場合、施設規模が大きくなることも可能であるという理解で問題ないでしょうか。	施設稼働日数は搬入日の範囲内でご提案ください。なお、施設稼働日に伴う施設規模の変更は認めません。
28	要求水準書(案)【共通編】	第1章	3	(9)	エ				15	直接搬入車両受入棟搬入車両は小型トラック車 車両総重量3.5t～7.5tとありますが、ダンプ車は無いとの考えで宜しいでしょうか。ダンプアップする車両の場合、天井高さの検討が必要な為、ダンプアップ時の到達高さ等のご提示をお願い致します。	直接搬入車両受入棟でダンプ車の荷下しは想定していません。ダンプ機能を有する直接搬入車両については工場棟での対応を行うものとします。
29	要求水準書(案)【共通編】	第1章	3	(10)					16	破砕機及び切断機での処理を行うための最大処理物の寸法をご教示ください。	破砕機は一般家庭用タンス、切断機は量及び非常時においてスプリングマット(キングサイズ)に対応できるものとし、事業者の運転ノウハウを踏まえ、ご提案ください。
30	要求水準書(案)【共通編】	第1章	3	(10)					16	びんの回収率(参考値)が60%となっていますが、手選別のみでの処理条件の達成は困難であると考えています。回収率の値を見直していただくことは可能でしょうか。	びんの回収率(参考値)は50%以上とします。なお、引渡性能試験時の回収率は保証値とします。
31	要求水準書(案)【共通編】	第1章	3	(10)					16	選別基準において不燃残渣は大阪湾フェニックスセンターの受入基準以下とあります。ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版 選別精度において「不燃物は選別純度の分析において10mmふるい通過物は全て不燃物とみなす」とありますが、10mmふるい通過物であっても大阪湾フェニックスセンターの受入基準以下である必要があるとのことでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	要求水準書(案)【共通編】	第2章	2	(1)	エ				28	粗大ごみ処理についてダンピングボックス上で粗大ごみ、再生利用製品、場内適正処理物、小型家電、その他有価物、場外適正処理物に前選別および手解体するとありますが、粗大ごみの受入にはごみピットの投入扉からの経路もあります。ピットへの投入はダンピングボックスからの投入、投入扉からの投入のいずれが主となりますでしょうか。また、使い分けについてご教示下さい。	ダンピングボックスからの投入が主となります。また、使い分けは、要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】p16(4)搬入管理に記載した搬入禁止物や要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】p17(1)前処理作業(粗大ごみ)に記載した「再生利用製品」「場内適正処理物」「その他有価物」「小型家電(中品位、高品位)」「場外適正処理物」が含まれないことが明らかな場合は直接投入を行うことを基本とし、要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】p12-13に記載した搬入物に関する責任分界点に留意したうえで実施することを想定しています。
33	要求水準書(案)【共通編】	第2章	2	(2)	ア				29	布団については「粗大ごみ処理ライン及び直接搬入処理ラインで分別し、一定期間保管後、焼却施設に搬出する。」旨の記載がありますが、切断機での切断は行わないとの理解で問題ないでしょうか。	布団については切断機での切断は想定していません。なお、布団は可燃残渣とは分けて計量し、可燃ごみとして焼却施設への運搬を想定しています。
34	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第1章	2	(4)					3	「・・・市民説明会を、建設事業者は自らの経費負担により行うものとし本市は支援を行う。」とありますが、説明会会場は貴市の施設等を無償で借用出来るものと考えてよろしいでしょうか。	本市施設であれば無償貸与可能です。必要となる場合には事前に申し出を行ってください。
35	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第1章	2	(9)					3	保険の加入時期は工事着工の日とありますが、現場事務所などの仮設工事は含まないものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第1章	3	(2)					4	緊急作動試験の試験時間は10分間程度と考えてよろしいでしょうか。	性能試験実施時に協議の上、決定します。
37	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第1章	5	(1)					5他	ペットボトル圧縮施設解体等工事期間中に焼却施設側の敷地内を工事車両が通行することは可能でしょうか。	ペットボトル圧縮施設の解体工事等の工事中においては、焼却施設内を工事車両が通行することを可能とします。ただし、車両動線は、工事関係車両、廃棄物搬出入車両、一般車両等が円滑に交通できる計画とし、焼却施設側の車両を優先してください。
38	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第1章	5	(1)					6	既存杭は撤去のこととありますが、杭以外に埋設物(タンクや配管等)は無いものと考えてよろしいでしょうか。	埋設物等の存在は想定していません。ただし、予期しない埋設物等が存在した場合は協議の上、決定します。
39	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第1章	5	(1)					6	解体撤去工事に関して危険物は存在しないと想定してよろしいでしょうか。	危険物の存在は想定していません。ただし、要求水準書(案)に記載がない危険物が存在した場合は協議の上、決定します。
40	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第1章	5	(1)					6	ペットボトル圧縮施設解体等の期間が短くなる提案を期待する旨の記載がありますが、どの程度の工期短縮を望まれていますでしょうか。想定値があればご教示ください。	工期短縮に関する想定値はありません。
41	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第1章	6	(1)					9	「試運転により発生した可燃残渣、不燃残渣、鉄等の資源物は、指定された要件を満足していることを確認後、本市の責任において処理を行う。」とありますが、指定された要件とは要求水準書(案)共通編P16 第1章 3 (10) 処理条件に記載の「破砕基準」、「選別基準」のことと認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第1章	6	(2)	ア	(ア)			10	予備性能試験時においては、ごみ質の影響を大きく受けるため、ごみ質が著しく計画と異なる場合には、協議を行っていただけたらと考えて問題ないでしょうか。	性能保証事項について明らかに搬入されるごみ質等の影響を受けた場合には契約書に基づき決定します。
43	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第1章	6	(2)	イ	(ア)			11	性能試験時においては、ごみ質の影響を大きく受けるため、ごみ質が著しく計画と異なる場合には、協議を行っていただけたらと考えて問題ないでしょうか。	No.42の回答のとおりです。
44	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第1章	6	(2)	イ	(イ)			12	びんの回収率である60%が性能保証事項となっていますが、手選別のみでの処理条件の達成は困難であると考えています。回収率の値を見直していただくことは可能でしょうか。	No.30の回答のとおりです。
45	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第1章	6	(2)	イ	(イ)			12	選別基準-回収率が全て「保証値」の列に記載されておりますが、「要求水準書(案)【共通編】16頁 (10) 処理条件」では回収率は全て(参考値)と記載があります。回収率は全て参考値が正と解釈してよろしいでしょうか。	No.15の回答のとおりとし、引渡性能試験の回収率は要求水準書(案)【設計・建設業務編】p12のとおり、参考値ではなく保証値となります。
46	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第2章	1	(2)					21	「貯留搬出ヤード等の処理機能に著しい影響を与えないものに限る。設置場所は津波浸水水位以下とすることもできるが過年度における高潮被害以上のTP+2.7(OP+4.0)以上を確保すること。」と記載がありますが、処理機能に著しい影響を与えないもの具体例をご教示ください。	処理機能に著しい影響を与えないものとは処理を継続するために影響を与えないものを示します。例えば、ごみ計量設備は計量を行えない場合、搬入が困難になることから処理機能に著しい影響を与える設備となります。
47	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第2章	4	(4)					24	予備品、消耗品の納入期間をご教示願います。	竣工時とします。
48	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	2	(11)	イ				32	「5) 計量装置により、貯留量の管理が行えること。また、破砕ごみの種類によって、貯留パンカを自動的に選択する機能を有すること。」とありますが、ごみ種により決まったパンカに貯留せざるを得ないため、本内容は鉄くずと可燃残渣のパンカを2基設置するものについて、1基のパンカが満量検知した場合に自動的に満量を検知していないパンカに搬送先を切り替える機能を有するものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(1)					35	ごみ計量装置はピットレス式と指定がありますが、ピットレス式では斜路が必要となり、必要となる整備面積を多く要します。このため、ピット式とさせていただくことは可能でしょうか。	ご質問の内容を可能とし、ご提案に委ねます。
50	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(1)					35	ごみ計量機の印字項目に税金とありますが、これは消費税と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(1)					35	本事業で整備する計量機は収集車両及び搬出車両のみを対象とするため、受付棟等の整備は不要と考えて問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(1)					36	7) B) にデータ監理システムで、各施設のデータを一元管理するとありますが、一元化したサーバーは本施設に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	破砕選別施設に関するサーバーは本施設の工場棟内(OA室)に設置することを想定しており、西部総合処理センター、及び東部総合処理センター焼却施設のサーバーとネットワークでつなぎ、一元管理を行います。

東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業の実施方針等に関する質疑・回答書

※質疑・回答書の内容は現時点のものであり、正式な内容については公告時の資料によるものとする。

No	図書名	章番号等	対応部分						頁	内容	回答
			1	(1)	ア	(ア)	A	(A)			
53	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(2)	イ			37	プラットフォーム出入口扉は収集車両が使用するものとともに、追加で設置する場合にも幅6m以上×高さ4m以上を確保させる必要がありますでしょうか。	主要部以外は幅4m以上×高さ4m以上とします。	
54	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(3)				38	受入保管容量については貯留日数の指定がありますが、施設規模の変更が容認されない場合、施設稼働日数によっては指定された日数では貯留容量が十分に満足できない場合が想定されますが、問題ないでしょうか。	施設規模の変更は認めません。	
55	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(3)	ア			38	びんヤードには「2台以上の同時搬入に配慮した幅・・・」の記載がありますが、ご指定の幅がありましたら、ご教示ください。	車両の中心間距離を4m以上確保するものとします。	
56	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(3)	イ			39	缶・ペットボトルピットには「3台以上の同時搬入に配慮した幅・・・」の記載がありますが、ご指定の幅がありましたら、ご教示ください。	No.55の回答のとおりです。なお、同時搬入の台数については、3台以上から2台以上への変更を予定しています。	
57	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(3)	ウ			40	その他不燃ごみピット又はヤードには「2台以上の同時搬入に配慮した幅・・・」の記載がありますが、ご指定の幅がありましたら、ご教示ください。	No.55の回答のとおりです。	
58	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(3)	エ			42	粗大ごみピットには「3台以上の同時搬入に配慮した幅・・・」の記載がありますが、ご指定の幅がありましたら、ご教示ください。	No.55の回答のとおりです。	
59	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(4)				44	「10) K) ごみクレーンは、ごみピット全域を移動できるように計画すること。」とありますが、これは缶・ペットボトル用のクレーンが缶・ペットボトルピット上全域を移動でき、その他不燃ごみ・粗大ごみ用のクレーンがその他不燃ごみピット、粗大ごみピット上全域を移動できることと解釈してよろしいでしょうか。	ごみクレーンは、粗大ごみピット、缶・ペットボトルピット、その他不燃ごみピット(ヤードの場合は除く)の全域を移動できる計画とします。No1とNo2は吊上荷重を同じものとし、全処理対象物に対し共通で使用する、若しくは、No1とNo2は吊上荷重を異なるものとし、処理対象物によりNo1とNo2の使い分けを行うものとし、故障時やメンテナンス等を踏まえ、非常時には運転可能なごみクレーンが全ての処理対象物を搬送できる構造としてください。なお、クレーン吊上荷重は機器費、運転計画を考慮し、ご提案ください。	
60	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(5)	イ			47	直接搬入の缶・ペットボトル、びん、その他不燃ごみ、可燃ごみ、資源(紙資源)、その他プラについては保管日数等の指定がありませんが、指定等があればご教示ください。	本施設に要求水準書(案)【共通編】p9に記載した最大値での搬入があった場合を考慮し、ご提案ください。なお、資源(紙資源)、その他プラの保管容量は直接搬入車両受入棟での計画受入量(最大値)の1日分とします。	
61	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(5)	エ			47	直接搬入保管ヤードについて、資源(紙資源等)の必要貯留容量(10t車1台分以上、Om3以上等)をご教示下さい。	保管容量は直接搬入車両受入棟での計画受入量(最大値)の1日分とします。	
62	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(5)	オ			48	直接搬入保管ヤードについて、その他プラの必要貯留容量(10t車1台分以上、Om3以上等)をご教示下さい。	保管容量は直接搬入車両受入棟での計画受入量(最大値)の1日分とします。	
63	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	3	(5)	カ			48	直接搬入保管ヤードについて、再生品利用製品・自転車等をご教示下さい。	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】p18に記載の出展数量にて運用が可能かどうかご提案ください。	
64	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	4	(2)				49	「5) B) 搬送するごみの層厚を調整できる機能を有すること。」とありますが、「自由に」層厚を調整できる機能、あるいは「一定に」層厚を調整できる機能のいずれかによって仕様内容が変わります。層厚の調整とはどのようなものをお考えでしょうか。	層厚の調整は、コンベヤ速度の変更等により、次工程への供給量を自由に調整することを想定しています。電動、手動はご提案に委ねます。	
65	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	4	(4)				50	袋については東部総合処理センター焼却施設で処理を基本とするが、リサイクル(本市別途契約)を行うことも想定した計画とありますが、袋は他の可燃残渣と混ぜず別途搬出できる計画とすることで問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。	
66	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	4	(5)				51	「6) D) 選別した異物や汚損ペットボトル、キャップ、ラベル等はコンテナ等に保管し、分別処分を行うこと。また、保管に必要な容器を準備すること。」と記載がありますが、施設で処理できない残渣の搬出の際はコンテナ等の保管容器は搬出業者が持ち帰らないとの考えでよろしいでしょうか。	選別した異物、汚損ペットボトル、キャップ、ラベル等について、分別した後、可燃物は可燃残渣として焼却施設へ運搬する計画としています。可燃残渣として焼却施設へ運搬する際の予備容器は必要に応じて確保してください。なお、各処理ラインで発生する本施設で処理できない残渣(場外適正処理物)は、各処理ラインで一時保管を行うものとし、その後、処理後物保管ヤードに集約保管を行い、資源化業者又は処理業者が搬出することを想定しています。一時保管する際の一時保管容器は必要に応じて事業者で確保してください。処理後物保管ヤード等において集約保管する際の保管容器は資源化業者又は処理業者から貸与するものとします。	
67	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	4	(13)				56	3) D) に成型品寸法の指定がありますが、成型品重量を同程度とし、成型品寸法については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	成型品の寸法は0.7m×0.5m×0.2m程度を基本とし、3辺合計が1.5m以下となることとしますが、詳細は実施設計時に協議によるものとします。要求水準書(案)【設計・建設業務編】の記載内容を見直します。	
68	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	4	(13)				56	成型品寸法については製造業者が限定されます。競争性を確保する上でも、複数の事業者でも採用が可能なよう見直しをお願いいたします。	成型品の寸法は0.7m×0.5m×0.2m程度を基本とし、3辺合計が1.5m以下となることとしますが、詳細は実施設計時に協議によるものとします。要求水準書(案)【設計・建設業務編】の記載内容を見直します。	
69	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	4	(13)				56	3) D) に成型品寸法の指定がありますが、成型品重量を同程度とし、成型品寸法については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	No.67の回答のとおりです。	
70	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	4	(14)				56	成型品寸法については製造業者が限定されます。競争性を確保する上でも、複数の事業者でも採用が可能なよう見直しをお願いいたします。	No.68の回答のとおりです。	
71	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	4	(16)				58	「5) A) ……、成型品をパレット積等で保管すること。」とありますが、パレットは資源化業者から貸与されるのでしょうか。貸与されない場合は事業者がパレットを用意するもの、資源化業者はパレットは持ち帰らないとの考えで宜しいでしょうか。	パレットは資源化業者から貸与するものとします。	
72	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	5	(2)				60	「5) B) 搬送するごみの層厚を調整できる機能を有すること。」とありますが、「自由に」層厚を調整できる機能、あるいは「一定に」層厚を調整できる機能のいずれかによって仕様内容が変わります。層厚の調整とはどのようなものをお考えでしょうか。	No.64の回答のとおりです。	
73	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	5	(4)				62	びん残渣(カレット)ヤードの記載がありますが、びん残渣(カレット)の搬出、処理は貴市範囲との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】p18のとおり、処理後物の一時保管、及び積込補助は本委託業務に含まれます。	
74	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	6	(3)	ア			65	「5) B) 搬送するごみの層厚を調整できる機能を有すること。」とありますが、「自由に」層厚を調整できる機能、あるいは「一定に」層厚を調整できる機能のいずれかによって仕様内容が変わります。層厚の調整とはどのようなものをお考えでしょうか。	No.64の回答のとおりです。	
75	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	6	(3)	イ			66	「5) B) 搬送するごみの層厚を調整できる機能を有すること。」とありますが、「自由に」層厚を調整できる機能、あるいは「一定に」層厚を調整できる機能のいずれかによって仕様内容が変わります。層厚の調整とはどのようなものをお考えでしょうか。	No.64の回答のとおりです。	
76	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	6	(7)				68	破砕機室内に人がいる場合は、破砕機が起動しない旨の規定がありますが、破砕機室の扉にインターロックを設け、扉が開いている状態では破砕機が起動できないようにすることでご記載の内容を満足していると考えてよろしいでしょうか。	安全上、扉の開閉をインターロックの基準にすることは不可とします。扉の施錠を基準とすることは可能とし、ご提案に委ねます。	
77	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	6	(8)				70	破砕機室内に人がいる場合は、破砕機が起動しない旨の規定がありますが、破砕機室の扉にインターロックを設け、扉が開いている状態では破砕機が起動できないようにすることでご記載の内容を満足していると考えてよろしいでしょうか。	No.76の回答のとおりです。	
78	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	6	(17)				74	貯留パンカは数量の指定がありますが、容量が不足する場合は数量を増加して対応を行うものとして問題ないでしょうか。	パンカの設置数については鉄くず2基以上、アルミくず1基以上、不燃残渣1基以上、可燃残渣2基以上を条件とし、設置数はご提案ください。	
79	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	6	(17)				74	貯留パンカの指定がありますが、容量が多くなる品目については、貯留ピットとすることは可能でしょうか。	不可とします。	

東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業の実施方針等に関する質疑・回答書

※質疑・回答書の内容は現時点のものであり、正式な内容については公告時の資料によるものとする。

No	図書名	章番号等	対応部分						頁	内容	回答
			1	(1)	ア	(ア)	A	(A)			
80	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	6	(17)	ア				74	鉄くずバンカについて数量2基と指定されていますが、貯留容量は「3日以上とすること。」と記載されています。3日分を確保するにはバンカ数が3基以上必要となるため、数量2基にて可能限貯留量を確保するとしてよろしいでしょうか。	バンカの設置数については2基以上を条件とし、設置数は提案に委ねます。ただし、貯留容量は1日当たりの処理量の3日以上を確保するものとします。
81	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	6	(17)	エ				76	可燃残渣バンカについて数量2基と指定されていますが、貯留容量は「1日以上とすること。」と記載されています。1日分を確保するにはバンカ数が3基以上必要となるため、数量2基にて可能限貯留量を確保し、都度搬出作業を行うとしてよろしいでしょうか。	バンカの設置数については2基以上を条件とし、設置数は提案に委ねます。ただし、貯留容量は1日当たりの処理量の1日以上を確保するものとします。
82	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	7	(1)					76	適正処理物は当日中に処理する場合、適正処理物の一時保管スペース必要面積は1日分と考えてよろしいでしょうか。	場内適正処理物の一時保管スペースは、ご質問の内容を可能としご提案に委ねます。また、場外適正処理物の一時保管スペースは、3日分以上を基本とします。
83	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	7	(1)					76	適正処理物処理ヤードでの一時保管容量をご教示ください。	場内適正処理物の一時保管スペースは、ご質問の内容を可能としご提案に委ねます。また、場外適正処理物の一時保管スペースは、3日分以上を基本とします。
84	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	7	(1)					77	ゴルフクラブの解体とありますが、解体する目的とゴルフクラブをどのように解体・分別すればよいかご教示願います。また、ゴルフクラブを問題なく破砕処理可能な場合、破砕処理することとしてよろしいでしょうか。	解体する目的は、ゴルフクラブに含まれる鉛を分別することです。分別を行わない場合、鉛が可燃残渣に混入することによる焼却施設への影響を懸念しています。鉛が含まれるゴルフクラブは要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】p17のとおり解体し、鉛を分別することとします。鉛が含まれないゴルフクラブは、有価物の質(売却単価)を下げないこと、及び機器に悪影響を及ぼさないことを条件に破砕処理を可能とし、ご提案に委ねます。
85	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	7	(4)					78	処理後物保管ヤードの必要容量を検討する為に、貯留物の種別、種別毎の必要貯留量(10t車1台分以上、○m3以上等)をご教示願います。	処理後物保管ヤードでは、前処理後の場内適正処理物(布団を含む可燃残渣、鉛、鉄くず、アルミくず等を想定し、粗大ごみ処理ラインにて選別処理するものは除く。)、場外適正処理物(スプリングマットを除く。)、その他有価物、小型家電(中・高品位)を場外搬出までの間、保管することを想定しています。貯留容量は、場内適正処理物(布団を含む可燃残渣)は1日当たりの処理量の1日分以上、場外適正処理物(スプリングマットを除く)は1日当たりの搬入量の3日分以上、その他有価物、小型家電(中・高品位)、前処理後の場内適正処理物(鉛、鉄くず、アルミくず等)は1日当たりの処理量の3日分以上とします。
86	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	7	(4)					78	処理後物保管ヤードでの一時保管容量をご教示ください。	処理後物保管ヤードでは、前処理後の場内適正処理物(布団を含む可燃残渣、鉛、鉄くず、アルミくず等を想定し、粗大ごみ処理ラインにて選別処理するものは除く。)、場外適正処理物(スプリングマットを除く。)、その他有価物、小型家電(中・高品位)を場外搬出までの間、保管することを想定しています。貯留容量は、場内適正処理物(布団を含む可燃残渣)は1日当たりの処理量の1日分以上、場外適正処理物(スプリングマットを除く)は1日当たりの搬入量の3日分以上、その他有価物、小型家電(中・高品位)、前処理後の場内適正処理物(鉛、鉄くず、アルミくず等)は1日当たりの処理量の3日分以上とします。
87	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	10	(2)					82	合併浄化槽で発生する汚泥は残渣の一種と考えますが、この引抜、処分に要する費用は貴市、事業者いずれの範囲でしょうか。	生活排水については要求水準書(案)【設計・建設業務編】p82のとおり、下水道放流を想定しており、合併浄化槽の設置は想定していません。
88	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	10	(3)	ア				82	排水処理設備で汚泥が発生する場合、残渣の一種と考えますが、その搬出、処分に要する費用は、貴市、事業者いずれの範囲でしょうか。	汚泥は本市の所掌において場外(本市の焼却施設を想定)への運搬及び処理を行うものとします。なお、事業者は汚泥貯留槽において汚泥の一次保管を行うとともに、吸上車等で汚泥を容易に引抜ける構造について、ご提案ください。
89	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	10	(3)					82	本施設から発生するプラント排水を下水道の排水基準以下まで処理するものとありますが、想定する水質をご教示ください。	事業者の実績を踏まえ、ご提案ください。
90	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	11	(5)					92	電力監視設備、監視機能、自動制御機能はオペレータコンソールに集約を行うことは可能でしょうか。	個別に監視盤を設置せず、オペレータコンソールで監視することを可能とします。オペレータコンソールで監視する場合には、安全性、保守性を考慮したものとしてください。
91	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	11	(12)					98	「6」特記事項 A)本施設の屋根等に太陽電池モジュールを設置し、発電出力が最大となる提案を行うこと。」とありますが、発電出力が最大となる提案とは、本施設の処理能力及び性能を發揮させたレイアウトが最優先課題であり、その本施設の屋根等に太陽電池モジュールを最大限の設置計画を技術提案で提示する、と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
92	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	15	(4) (5)					110	「東部総合処理センター計量システムの変更」及び「西部総合処理センター計量システムの変更」では本施設で採用する新たな分別区分への対応とありますが、3施設の分別区分を統一するとの考えでよろしいでしょうか。また3施設の連携とありますが、各施設において他2施設の計量データの確認、変更、出力が可能とするとの考えでよろしいでしょうか。	本市では令和8年4月より分別区分の変更を行う計画です。新たな分別区分への対応とは、東部総合処理センター及び西部総合処理センターの計量システムを新分別区分に対応した計量システムに変更し、分別区分を統一することを示しています。連携についてはお見込みのとおりです。
93	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	15	(4) (5)					110	「東部総合処理センター計量システムの変更」及び「西部総合処理センター計量システムの変更」ではソフト面の変更のみでデータ処理装置、パソコンなどのハード面の変更・更新は範囲外との考えでよろしいでしょうか。	計量システムの変更は、要求水準書(案)【設計・建設業務編】p109に記載のとおり、東部総合処理センター焼却施設側の事業者との協議により、計画することを想定しています。計量システムの変更でのハード面の変更・更新は想定していませんが、改造工事の内容で発生するハード面の変更・更新については業務範囲に含まれるものとします。なお、西部総合処理センター計量システム、東部総合処理センター計量装置及び計量システムの構造を熟知した業者が施工するようお願いいたします。
94	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	15	(4) (5)					110	「東部総合処理センター計量システムの変更」「西部総合処理センター計量システムの変更」はどの程度までの範囲を想定されているのでしょうか。	計量システムの変更は、要求水準書(案)【設計・建設業務編】p109に記載のとおり、東部総合処理センター焼却施設側の事業者との協議により、計画することを想定しています。計量システムの変更でのハード面の変更・更新は想定していませんが、改造工事の内容で発生するハード面の変更・更新については業務範囲に含まれるものとします。なお、西部総合処理センター計量システム、東部総合処理センター計量装置及び計量システムの構造を熟知した業者が施工するようお願いいたします。
95	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	11	(9)	5)				96	非常用発電機の対象負荷はどのように計画すればよろしいでしょうか。	消火時の対象負荷は、要求水準書(案)【設計・建設業務編】p96に記載のとおり、系統停電時に非常用発電機を用いて90分以上稼働させるものとし、消火時において必要最小限の負荷とします。なお、対象負荷の詳細については、本市と協議の上、決定するものとします。その他の対象負荷は、系統停電時における消火後の排水等の施設復旧、本施設の運転員等の一時的な待避及びごみの受入れ等の施設運営に当たって必要最小限の負荷とします。なお、対象負荷の詳細については本市と協議の上、決定するものとします。
96	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	11	(12)					98	太陽光発電設備は最大限導入となっていますが、具体的な数値についてご提示いただけないでしょうか。	事業者の施設配置計画等を踏まえて本施設内の電力を最大限消費できる太陽光発電設備をご提案ください。
97	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第3章	13	(1)	ア				104	ア電気配線工事 18) 下記に示す区間は、耐火ケーブルを使用すること、とありますが耐火ケーブルの使用場所は消防設備で消防法によって決められた区間での採用と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。耐火ケーブルの使用範囲は、消防法はもとより、建築設備設計基準等の関連規定を踏まえ、火災時における施設の安全確保に必要な箇所とし、詳細は実施設計時に協議の上、決定します。
98	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第4章	1	(3)					112	敷地面積が狭隘であるため、搬出車両、通勤車両及び啓発施設利用者車両はプラットホーム内を通行させることは可能でしょうか。	搬出車両、通勤車両及び啓発施設利用者車両はプラットホーム内及び直接搬入受入ヤード内を通行しないことを原則としてください。
99	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第4章	1	(3)					112	「7)・・・直接搬入車両については直接搬入車両受入棟を設け受入れを行う計画とする。ただし、造園業者の粗大ごみ及び大量搬入車両の粗大ごみは工場棟で受入れを行う計画とし、造園業者の可燃ごみは焼却施設で荷卸しを行う計画とする。」とありますが、造園業者の粗大ごみ及び大量搬入車両の粗大ごみの計量は他の直接搬入車両と同様に焼却施設側の計量棟を利用する計画との考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書(案)【共通編】p14に記載のとおりです。
100	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第4章	1	(4)					113	「2) 適所に場内案内説明装置や体験装置等を設置するものとし、社会情勢の変化を踏まえ、5年程度で適宜更新を図る計画とする。」とありますが、適宜更新を図るための費用(啓発施設の設計及び工事費)は貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】p26に記載のとおり、本事業に含まれるものとしています。
101	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第4章	2	(5)	イ				119	運営業務において展開検査を行う旨の記載がありますが、プラットホーム内で行うことを想定し、必要となるスペースを確保する必要があると考えて問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。プラットホームでは、粗大ごみ等の前選別作業や展開検査等の実施を想定しており、容易かつ安全に実施できるスペースをご提案ください。

東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業の実施方針等に関する質疑・回答書

※質疑・回答書の内容は現時点のものであり、正式な内容については公告時の資料によるものとする。

No	図書名	章番号等	対応部分						頁	内容	回答
			1	(1)	ア	(ア)	A	(A)			
102	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第4章	2	(5)	イ	(ア)	h	121	手選別室は「機械室等と区画して配置し・・・」と記載がありますが、全てを区画することは困難になることも想定されます。作業環境に問題がない場合は、区画を設けないことも可能でしょうか。	周囲の作業員に対し、騒音、振動、防塵に十分に配慮した構造であれば、缶・ペットボトル処理ラインのスチール缶選別機、アルミ缶選別機、粒度選別機を手選別室と同じ区画にすることは可能とします。なお、破砕施設の各処理ラインにおいて処理物の落下音(シュート等)の干渉音が極力低減される構造を検討ください。	
103	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第4章	2	(5)	イ	(ア)	i	121	「搬出物貯留ヤードの有効幅は圧縮成形品保管スペース前で12m程度、びん貯留ヤード前で9m程度を確保すること。」とありますが、施設配置上困難な場合は協議に応じていただくことは可能でしょうか。	圧縮成形品の積込スペースは横9m×縦13m程度、びんの積込スペースは横8m×縦9m程度を確保してください。	
104	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第4章	3	(1)	ウ			126	啓発施設駐車場および一般見学者駐車場の平日と土日祝の台数の差の15台分を平日の従業員駐車場に充ててもよろしいでしょうか。	ご質問の内容を可能とし、ご提案に委ねます。	
105	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第4章	3	(1)	ケ			128	消防隊活動空地に必要な面積および設置に関する要件をご教示下さい。	開発事業等におけるまちづくりに関する条例の要件を満たすものとします。	
106	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第4章	4	(5)	ウ			132	「(6) E) 生活水の有効容量は、最大使用量の1日分以上を確保すること。」とありますが、飲用水の衛生面の観点から、通常1日の最大使用量の1/2程度で計画します。本件においては飲用水としての計画は不要と考えてよろしいでしょうか。	西宮市上下水道局「給水装置工事設計・施行基準(令和2年4月)」に基づき生活排水の有効容量は1日当たりの計画平均使用水量の0.5~1.0日分に変更します。衛生面については、受水槽を複数設置する等により対応をしてください。なお、プラント用水は最大使用量の2日分以上の確保を想定しております。	
107	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第5章	1	(1)				149	「4) 解体撤去対象物の全ての数量及び寸法等の詳細は、・・・合理的な範囲で契約変更の対象とする。」とあります。竣工図面と現地に相違があった場合において、予見できない地中埋設物等があった場合だけでなく、竣工図面と現地との相違部分や残置物の処分等が必要になった場合についても、合理的な範囲で契約変更の対象になると考えてよろしいでしょうか。	予見できない竣工図面と現地の相違部分があった場合は、合理的な範囲で契約変更の対象とします。また、残置物の処理は本市が行うものとします。	
108	要求水準書(案)【設計・建設業務編】	第5章	1	(2)	ア			149	既存杭の撤去が工事範囲となっていますが、本施設整備に必要な範囲のみの撤去としていただけないでしょうか。	既存杭の撤去範囲は本施設の整備を行うに当たって障害となる杭に関しては引抜きを行うものとし、障害とならない杭に関しては残置を可能とします。	
109	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】	第1章	3	(7)	ア			13	「性能試験の結果、性能の低下が判明し、その原因が運営・維持管理事業者の責任による場合、運営・維持管理事業者は、本市と協議を行い、改善を施す・・・」の記載がありますが、改善は施設竣工時の性能まで回復させる必要があるのでしょうか。	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】p13(7)ア3に「この時、「改善」とは、機器全体の更新ではなく、その後の使用年数に合った補修による処理能力の回復を意味します。」の追記します。	
110	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】	第1章	4	(2)				14	「3) 運営・維持管理事業者は、「第3種以上の電気主任技術者」「安全・衛生管理者」を配置すること(運営業務を行う者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る)。」とありますが、電気主任技術者は専門分野の方に、運営業務から直接的かつ恒常的に委託を行うことも選択可能であると捉えてよろしいでしょうか。	特別目的会社を「みなし設置者」とし、特別目的会社から電気主任技術者を選任することとなります。電気主任技術者の委託形態は自社選任、外部選任、又は外部委託のいずれかを想定しています。特別目的会社を「みなし設置者」とするため役員若しくは従業員が、常時勤務する体制を構築してください。	
111	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】	第2章	1	(4)				16	「6) 直接搬入車両の荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと」とあります。具体的には荷下ろし場所の指定を事業者が実施、搬入物の荷下ろしは市民が実施、荷下ろし後の搬入物を事業者が移動との考えでよろしいでしょうか。	指示とは荷下ろし場所の指定に加え、分別区分の確認及び指導を含みます。荷下ろしについてはお見込みのとおりです。	
112	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】	第2章	1	(4)				17	「7) プラットホーム内での搬入展開検査を行うこと」と記載がありますが、全車両の搬入展開検査を行う必要はありますか。また搬入展開検査を実施する場所は、粗大ごみ：ダンピングボックス上、その他燃ごみ：ごみ投入扉前又は受入ヤード前との考えでよろしいでしょうか。	搬入展開検査の回数は月に1回以上を基本とし、展開検査を実施する処理ライン、実施方法等は協議により決定するものとします。要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】p12-13に記載した責任分界点を考慮し、ご提案ください。	
113	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】	第2章	2	(3)				18	「小型家電、その他有価物、不燃残渣、場外適正処理物は、運営・維持管理事業者で一時保管後、本市に引き渡しを行うこと。」とありますが、容器は事業範囲で準備するものと考えて問題ないでしょうか。	小型家電、その他有価物、不燃残渣、場外適正処理物の容器は資源化業者から貸与するものとします。	
114	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】	第2章	2	(4)				19	直接搬入で受け入れたその他プラ、資源(紙資源)については再度計量を行う必要はありますか。	その他プラ、資源(紙資源等)については本市への引き渡しまでを業務範囲とし、計量は本市で行うものとします。	
115	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】	第2章	4	(1)	イ			22	啓発施設の利用者数の平均130人/日とは、通年を通じての平均ではなく(130人/日×365日=47450人/年ではなく)団体が来場する日の平均利用者数が130人/日であると捉えてよろしいでしょうか。	内容に記述される「通年を通じての平均」を想定しています。	
116	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】	第2章	4	(4)				23	イベント内容についてご要望がありましたら、ご教示ください。	イベントについては、環境啓発に関するもの等としてください。	
117	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】	第2章	4	(5)				24	自転車修理工房の記載がありますが、設計・建設業務編に記載された自転車メンテナンス室と同義と考えて問題ないでしょうか。また、自転車修理工房の利用時間の考え方は啓発施設と同様と考えて問題ないでしょうか。	自転車修理工房の運営を自転車メンテナンス室で行うことを想定しています。また、自転車修理工房の利用時間の考え方は啓発施設と同様です。	
118	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】	第2章	4	(5)	6)			24	「・・・、日曜日は防犯登録料金の受領ができないことに留意すること。・・・」との記載がありますが、日曜日の自転車修理工房の運営は出来ないと解釈してよろしいでしょうか。	防犯登録料金の受領について、基本的に日曜日は不可としますが、詳細は協議により決定するものとします。なお、金銭の授受が発生しない自転車修理業務(自転車の修理等)は、日曜日に実施可能です。	
119	要求水準書(案)【運営・維持管理業務編】	第2章	5	(2)				25	「焼却施設及び本施設の両施設に関する見学者対応を行うこと。」とありますが、焼却施設についての見学者対応に必要な教育は貴市にて実施いただけると考えてよろしいでしょうか。	運営業務開始時のみ市が実施します。以降、見学者対応員の変更等により発生する教育は、事業者の業務範囲とします。	
120	要求水準書(案)添付資料	添付資料2-1						1	工事用車両が事業計画地外の焼却施設内車路を通行することは可能と考えてよろしいでしょうか。特に令和8年4月1日以降は焼却施設内車路を通行できない場合、建設工事の実施が難しいと考えます。	通行することは可能です。ただし、要求水準書(案)【設計・建設業務編】p5-6に記載の「(1)施工計画」の内容に留意してください。	
121	要求水準書(案)添付資料	添付資料3						1	運営業務について異物などの場外適正処理物や場内適正処理物の搬出に係る所掌が記載されていませんが、搬出作業については貴市の範囲との認識でよろしいでしょうか。	添付資料3の運転管理業務の「運搬」に記載のとおり、場外適正処理物の場外運搬は市(一時保管場所への移送、一時保管、搬出補助は事業者)の所掌です。場内適正処理物(処理前)の場外運搬は想定していません。場内適正処理物(処理後)の可燃残渣の場内運搬は事業者の所掌とし、場内適正処理物(処理後)の可燃残渣以外の場外運搬は市(一時保管場所への移送、一時保管、搬出補助は事業者)の所掌です。	
122	要求水準書(案)添付資料	添付資料6						1	建設工事における利用可能範囲については令和8年3月31日迄と令和8年4月1日以降も本図の範囲との考えでよろしいでしょうか。	本図の範囲としますが、令和8年4月1日以降は、搬入車両(直接搬入等)が増加することを考慮した計画としてください。	